

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化用件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも取り組みが行わされてきました。

令和6年度は介護報酬改定において「処遇改善加算」の制度が一本化（福祉・介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引きあがります。

当該加算を算定するにあたり、

①キャリアパス用件

②月額賃金改善

③職場環境等要件、の3つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして以下の通り公表いたします。

①キャリアパス用件

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

- ・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定めそれに応じた賃金体系を整備する。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）

- ・介護職員の資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

a 研修委員会が中心となり月毎にテーマを決めて研修計画を作成し、研修会を行っている。また、安全対策・虐待防止については外部研修を受講している。

b 1年未満の介護職員には初任者研修、実務経験3年以上の職員には実務者研修の費用の援助を行っている。

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- ・経験もしくは資格に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- ・経験・技能ある介護職員のうち、1人以上は賃金改善後の賃金額が年額440万円以上である。

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- ・福祉・専門職員等加算の届出を行っている。

②月額賃金改善

月額賃金改善要件Ⅰ

・新規算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給の改善に充てる。

月額賃金改善要件 II

- ・前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善を行う。

③職場環境等要件

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。他産業からの転職、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築を行い入職促進に向け取り組む。
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得するしようとする者に対する研修の受講を支援する。
- ・職員の子育てや家族等の事情等状況に応じて仕事との両立を目指す者のための休業制度、時短勤務、非正規から正規職員への転換制度等を整備する。
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・健康診断、ストレスチェックの実施等、健康管理対策の実施。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備、
- ・生産性向上のための業務改善の取り組みとして、高齢者の活躍（掃除、食事の配膳・下膳の他、介護業務以外の業務の提供）により役割分担の明確化や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減を図る。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善し、やりがい・働きがいを醸造する。